

岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書

今治市（以下「甲」という。）と、学校法人加計学園（以下「乙」という。）（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 8 条に基づく区域計画において、平成 29 年内閣府・文部科学省告示第 1 号に基づく獣医学部（以下「獣医学部」という。）を開設することについて内閣総理大臣の認定を受けた学校法人）は、乙が今治市内において獣医学部を核とした岡山理科大学今治キャンパス（以下「今治キャンパス」という。）を開設し、運営することに関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この基本協定は、甲と乙が相互に協力し、本市に国際水準の教育カリキュラムを備えた獣医学部を核とする今治キャンパスの開設及び運営を円滑に行うとともに、今治キャンパスの魅力を一層向上させることによって、全国からの新たな人の流れを生み出し、また関連産業の誘致を促進することにより、若年人口の地元定着を図ることによって、地域の発展と活性化による地方創生に大きく寄与することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第 2 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの基本協定書に定める事項を遵守しなければならない。

（獣医学部の開設）

第 3 条 乙は、獣医学部について文部科学大臣による学部の設置認可を受けて開設するものとする。

（土地の譲渡）

第 4 条 甲は、乙に対して、今治キャンパスに供する次の土地を無償で譲渡するものとする。なお、詳細については別途締結する解除条件付土地無償譲渡契約書により定める。

所在地番	地目	地積 (㎡)
今治市いこいの丘 1 番 3	宅地	32,955.01
今治市いこいの丘 1 番 4	宅地	10,990.65
今治市いこいの丘 1 番 5	宅地	7,033.72
今治市いこいの丘 1 番 6	宅地	10,263.50
今治市いこいの丘 1 番 7	宅地	11,214.23
今治市いこいの丘 2 番	宅地	63,137.59
今治市いこいの丘 4 番 1	宅地	483.92
今治市いこいの丘 4 番 3	宅地	32,183.45
計		168,262.07

(獣医学部の開設に対する補助)

第5条 甲は、乙の実施する今治キャンパス開設事業に対し補助金を交付するものとする。

- 2 補助金は、乙が開設する獣医学部に要する校舎建設費(設備及び外構工事を含む。)及び獣医学教育に必要な備品等の取得に要する費用を対象とする。
- 3 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内で予算に定める範囲内の額とする。
- 4 補助金は、複数年度に分割して交付するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、補助金の交付の方法その他必要な事項については、甲が別に定めるところによるものとする。
- 6 甲は、乙に対して、今治キャンパスの学部・学科の増設及び運営に係る経費について追加の補助は行わないものとする。ただし、甲及び乙において、国等の補助その他特定の財源が確保される場合は、この限りでない。

(地域への貢献)

第6条 乙は、今治キャンパスを社会に開かれたものとし、地域住民に対してこれを積極的に開放し、地域の発展と活性化に貢献するものとする。

- 2 乙は、次に掲げる事項について、乙の持つ知識、技術等を活用し、必要な助言及び援助を行うものとする。
 - (1) 獣医療をはじめとする学術支援に関すること。
 - (2) 公衆衛生に関すること。
 - (3) 畜水産業・農林業の振興に関すること。
 - (4) 医療に関すること。
 - (5) 教育、人材の育成に関すること。
 - (6) 地域経済の振興に関すること。
 - (7) 生涯学習に関すること。
 - (8) まちづくりに関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
- 3 乙は、今治キャンパスの開設及び運営にかかるものについては、今治市内企業を活用するよう最大限努めるものとする。

(連携協力)

第7条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、相互に協力して地域との連携を積極的に推進するものとする。

- 2 乙は、地域獣医療等の充実を図るため、国、県及び関係機関並びに教育機関等と連携協力するものとする。

(基本協定の解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この基本協定を解除するものとする。

- (1) 乙が設置認可申請を行う大学獣医学部の新設に対して、文部科学大臣の認可を受けることができず、又は既に受けた当該認可が取り消されたとき。
- (2) 第4条に定める土地が、甲が必要と認める場合を除き、今治キャンパスに供する目的以外に使用されたとき。

(譲渡物件の返還)

第9条 乙は前条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、第4条に定める土地を甲に無償で返還するものとする。

2 前項の規定を担保するため、乙は、甲に対して、別に定める解除条件付土地譲渡契約書を締結のうえ、権利の消滅に関する定めについての登記を付することを承諾するものとする。

(運営状況の報告及び調査)

第10条 乙は、甲の求めに応じ、今治キャンパスの運営状況に関し必要な報告を甲に行うものとする。

2 甲は、土地の利用状況その他この基本協定に定める義務の履行の確認のため必要と認める場合には、乙所有の土地及び建物への立入りを含めて調査を行うことができる。

(基本協定内容の変更)

第11条 今治キャンパスの運営に関し、文部科学大臣への設置認可の内容を変更するなど特別な事情が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、この基本協定の内容を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この基本協定書に定める事項を遵守しないことにより、又は自己の責に起因する事情により、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(議決等がある場合の効力の発生要件)

第13条 この基本協定中、甲の議会又は乙の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする。

(協議事項)

第14条 この基本協定書に定める事項について疑義のあるとき又はこの基本協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第15条 この基本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、松山地方裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月13日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良 印



乙 岡山県岡山市北区理大町1番1号
学校法人加計学園
理事長 加計 晃太郎 印

